

レンタル用品貸渡規約

第1条 総則

このレンタル用品貸渡規約(以下、「規約」といいます)は、貸渡人(以下、「当店」といいます)と借受人との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)に関し、特別な契約書類を作成しない場合に限り適用されます。また、本レンタル規約に定めがない事項については、民法の賃貸借契約の規定が適用されます。

第2条 用品の賃貸借

1. 当店は、借受人に対しレンタル用品を賃貸し、借受人はこれを賃借するものとします。
2. 借受人は、キャンプギアレンタル用品を賃借する際に、当店が損害保険会社に、住所、氏名、レンタル用品、賃貸期間の情報を提供することに同意するものとします。

第3条 契約の成立

当店と借受人との間のレンタル契約は、借受人が当店に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当店承諾の上での『予約確定のご案内』のメールを借受人が受信した時点、または貸渡しの確定処理がなされた時点で成立するものとします。当店は、借受人の利用申し込みに対し、申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当店はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

第4条 レンタル期間

レンタル期間は、借受予約日(利用申込みの際に指定いただいた、用品の利用開始日)から、利用期間終了予定日(返却手続完了)までの期間となります。万が一、借受人の都合または配送業者の事情で利用開始日を過ぎてレンタル用品を受取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。また、借受人の都合で契約が終了した場合も、レンタル料金は当初契約した全額をお支払いいただくものとします。

第5条 利用料金

利用料金は、当店が発行するレンタル用品料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、補償料、その他代金の合計になります。

第6条 用品のお渡し

1. 当店は借受人に対し、レンタル用品を借受人の指定する場所において、利用開始日の当日までに引渡し、借受人はレンタル用品を期間終了日に返却手続きを完了(当店の指定する配送業者に引渡しを行なう)するものとします。
2. 借受人の指定した場所でレンタル用品を引き渡すことが不可能と当店が判断した場合、引き渡し場所の変更を借受人にお願いする、または、レンタル契約を解除することがあります。
3. 用品受け取り後、すぐに梱包等を開封し、借受人自身で用品の内容、形状、数量等に関して確認してください。その時点で、利用困難な程度の破損や用品内容の間違い、数量不足など、当店の責任で何らかの問題が生じている場合には当店は速やかに対応するものとします。ただし、レンタル期間終了までに問題が解決できない場合があることを、借受人は了承するものとします。この場合、その用品レンタル代を返金する事で、当店は一切の責任を逃れるものとします。また、借受人はレンタル料等以上の返金は請求することができないものとします。
4. 配送業者の責任によるレンタル用品の遅着または破損については、当店は一切の責任を負いません。
5. 用品の受け取りから24時間以内に借受人からの連絡がない場合、その用品は正常なものと判断し、それ以降の申し出は受付けないものとします。

第7条 責任の範囲(免責事項)

1. 借受人の責によらない事由により、レンタル期間中に生じた性能の欠陥により用品が正常に作動しない場合、当店はレンタル用品を交換します。また、代替用品が無い場合は、その用品レンタル代を返金する事で、当店は一切の責任を逃れるものと致します。また、借受人はレンタル料等以上の返金は請求することができないものとします。
2. 借受人の責によらない事由により、予約されたレンタル用品が手元に届かなかった場合、その用品レンタル代を返金する事で、当店は一切の責任を逃れるものと致します。また、借受人はレンタル料等以上の返金は請求することができないものとします。
3. 下記の項目及び、それに類する事に関して、当店は一切の責任を負わないこととします。
 - ① 借受人がレンタル用品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
 - ② レンタル用品がレンタル期間中に使用不可能になった場合の借受人の損害。

- ③ レンタル用品が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果せなかった場合の借受人の損害。
- ④ レンタル用品が、使用不能により借受人に発生した損害。
- 4. レンタル用品が、借受人の想定する使用目的に合致すること、または、有用であることの保証は、当店は一切いたしません。また、上記の目的適合性または有用性を欠くことについての損害賠償はいたしません。

第 8 条 レンタル用品の使用、保管等

1. 借受人がレンタル用品を使用される際、借受人の使用上の不注意によって生じた損害について、当店は一切の責任を負いません。
2. 借受人はレンタル用品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等をしたりすることはできません。またレンタル用品を改装、改造することはできません。
3. 借受人が万が一レンタル用品を使用中に破損させてしまったり、紛失してしまった場合、あるいは盗難被害にあった場合は、すぐに当店まで連絡をしていただきます。
4. 借受人には、レンタル用品の使用及び保管について、善良なる管理者による注意義務を負っていただきます。

第 9 条 レンタル用品の返却

1. 借受人は、レンタル用品をレンタル期間の終了日までに、当店指定の方法により、返却手続きを完了(当店の指定する配送業者に引渡しを行なう等)していただきます。当店指定以外の方法で返却された場合には、かかる実費分を別途請求させて戴きます。
2. 借受人は、原則レンタル用品を用品貸渡し(到着)時と同様な状態で返却することとします。著しい汚損があるものと当店が判断した場合には、別途借受人へ整備料(クリーニング代等)を請求することができるものとします。

第 10 条 レンタル期間の延長

1. レンタル期間の延長を希望される場合には、借受人がレンタル期間終了の前日までに必ず当店の電話にて連絡をいただき、その上で当店の承諾があれば可能となります。
2. 延長可能となった場合には、新たな借受期間に対応したレンタル料金を頂戴します。ただし、該当用品に別の借受希望者からの予約が入っている場合等は、レンタル期間を延長することはできません。延長不可の場合は、レンタル期間終了日に速やかに当店指定の方法により、返却手続きを完了(当店の指定する配送業者に引渡しを行なう等)していただくものとします。

第 11 条 レンタル用品返却の遅延

1. 用品の延長が出来ない状況において、返却を遅延された場合等、返却が遅れることで、他の貸し出しが出来ず、当店が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。また、連絡なく延長された場合は、通常のレンタル料金の 2 倍を請求させていただきます。
2. 借受人からレンタル期間満了日を過ぎて 3 日以上連絡がない場合や、借受人が本レンタル規約に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。
3. 前項の場合、借受人には直ちにレンタル用品を返却していただきます。契約解除後、当店がレンタル用品の返却を受けるまでの間は、レンタル料金相当額の 2 倍の金額をお支払いいただきます。返却の見込みがないと当店が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に用品再購入価格をお支払いいただきます。

第 12 レンタル用品の破損、紛失等

1. レンタル用品が、借受人の責に帰すべき事由により紛失または損傷した場合、並びに、借受人が当店のレンタル用品に対する所有権を侵害した場合は(以下、「紛失・損傷等」といいます。)、借受人は当店に対して、紛失・損傷等したレンタル用品の再購入代金または修理代金等当店が被った一切の損害を賠償していただきます。
2. レンタル用品の使用時、破損させてしまった場合や盗難被害にあった場合で、当店に連絡なく、返却時の申し出もなかった場合、補償プランの加入の有無に関わらず、修理費等の実損額及びその他の損害分を請求させていただきます。
3. レンタル用品の返却時に、セット内容の一部を忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまで、当店料金表に基づくレンタル料金の 30%をお支払いいただきます。また、借受人が忘れたセット内容の一部を返却される当店時の配送料は、借受人負担となります。
なお、該当用品に別の借受希望者から予約が入っている場合等で、当該セットの他の貸し出しが出来ず、当店が不利益を得る場合には、その損害分を請求させていただきます。また、セットの一部でも紛失・損傷等された場合、用品再購入価格をお支払いいただきます。
4. 対面での返却の際、その場ですべてを確認することは困難なため、破損や紛失の確認に3日程度時間を要し、その後不備等があった場合は、後日連絡させていただきます。

第 13 条 予約の取り消し(キャンセル)

予約確定後、予約を取消される場合、借受予約日(利用開始日)の 6 日前より下記に定める予約取消手数料が発生します。

- 借受予約日(利用開始日)の 7 日前まで・・・無料

- 借受予約日(利用開始日)の 6 日前から 3 日前の営業時間内・・・レンタル料金の 30%
(発送済みの場合、往復の送料が別途かかります)
- 借受予約日(利用開始日)の 2 日前から前日の営業時間内・・・レンタル料金の 50%
(発送済みの場合、往復の送料が別途かかります)
- 借受予約日(利用開始日)の当日(お届け日)・・・レンタル料金の 100%(+往復送料)

※18 時以降のご連絡は翌日キャンセル扱いとさせていただきます。

第 14 条 遅延損害金

借受人又は当店は、本レンタル規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 15 条 契約の解除

1. 当店は、借受人に、次に掲げる事由の1つに該当する事由が生じたときは、なんらの催告を要することなく、レンタル契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① 支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき
 - ② 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき
 - ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続開始の申立を自ら行ったとき、又は申し立てられたとき
 - ⑤ 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - ⑥ 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の手続を開始したとき(甲及び乙が当事者である場合を除く)
 - ⑦ 営業の取消し、または停止処分を受けたとき
 - ⑧ その他本レンタル規約に定める条項に違反したとき
2. この場合、借受人には直ちに用品を返却していただくものとし、当店が引き渡しを受けるまでの期間のレンタル料金及び追加料金をいただきます。

第 16 条 準拠法

本レンタル規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第 17 条 合意管轄裁判所

当店と借受人は、本レンタル規約またはレンタル契約に関して紛争が生じた場合には、当店本店及び営業店舗の所在地並びに借受場所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 附則

本レンタル規約は、許可を受けた日から施行します。

以上

古物商許可 千葉県公安委員会 第 441080002097 号